

イー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）中間評価報告書の概要

1 計画策定の趣旨

○ 計画策定の趣旨

- 「岩手県口腔の健康づくり推進条例」（以下「県条例」という）に基づき、口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

○ 計画の位置付け

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条及び県条例第9条に基づき策定するもの。

○ 計画の期間

- 平成26年度から平成34（2022）年度までの9か年

○ 目指す姿

- 「口腔の健康づくりの推進により、すべての県民が生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会の実現」

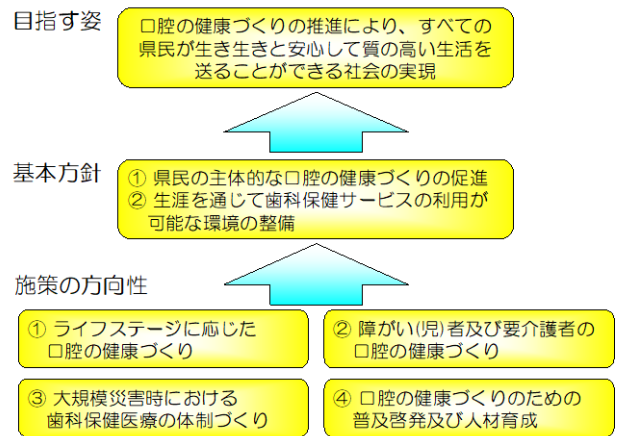
○ 基本方針

- ① 県民の主体的な口腔の健康づくりの促進
- ② 生涯を通じて歯科保健サービスの利用が可能な環境の整備

○ 施策の方向性

- ① ライフステージに応じた口腔の健康づくり
- ② 障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり
- ③ 大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり
- ④ 口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成

イー歯トープ8020プランの概念図



2 中間評価の目的と方法

○ 中間評価の目的

- 平成29年度に中間評価を行い、目標項目の進捗状況や取組状況の評価するとともに、その課題を明らかにし、プラン後期の施策に反映すること。

○ 中間評価の方法

- 目標項目の評価

18の目標項目について、基準値（策定時の現状値）から目標値に向けた中間実績値（直近値）の進捗状況を下記のとおり到達度として算出し、その値を中間評価の基準に当てはめて4段階（A～D）で評価。なお、中間評価の判定基準は、最終評価の判定基準を踏まえて下記のとおり設定。

到達度の算定方法	
① 基準値よりも実績値を上げる目標項目の場合 (中間実績値－基準値) / (目標値－基準値) × 100%	② 基準値よりも実績値を下げる目標項目の場合 (基準値－中間実績値) / (基準値－目標値) × 100%

評価の判定基準			
評価区分	到達度（中間評価）		到達度（最終評価）
A	50%以上	順調に改善	100%以上 目標達成
B	25%以上 50%未満	改善	50%以上 100%未満 目標未達成（改善）
C	0%超え 25%未満	やや改善	0%超え 50%未満 目標未達成（やや改善）
D	0%以下	変化なし・悪化	0%以下 目標未達成（変化なし・悪化）

- 取組状況の評価
県、市町村、関係機関等における取組状況の評価

3 中間評価の結果

○ 目標項目の中間評価結果まとめ

評価区分	A	B	C	D	合計
項目数	7 (38.9%)	5 (27.8%)	2 (11.1%)	4 (22.2%)	18 (100.0%)

目標項目に係る中間評価結果一覧

区分	目標項目名	基準値 (H24)	中間評価			目標値 (H34) (2022)
			中間実績値 (H28)	到達度	評価区分	
乳幼児期	3歳児でむし歯がある者の割合の減少	26.5%	22.4% (H27)	32.8%	B	14%
	3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上である市町村の減少	21市町村 (H21/23/24の3年分集計)	9市町村 (H25/26/27の3年分集計)	66.7%	A	3市町村
	3歳児で不正咬合がある者の割合の減少	9.4%	11.6% (H27)	-122.2%	D	7.6%
学齢期	12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合の減少	38.7%	33.0%	53.3%	A	28%
	12歳児の一人平均永久歯むし歯数が1歯以上である市町村の減少	22市町村 (H21/22/24の3年分集計)	19市町村 (H26/27/28の3年分集計)	18.8%	C	6市町村
	中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	23.0%	21.4%	53.3%	A	20%
成人期 (妊産婦である期間を含む)	成人期で未処置のむし歯がある者の割合の減少	40.0%	36.6%	42.5%	B	32%
	20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	30.8%	37.5%	-115.5%	D	25%
	40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	55.4%	42.5%	113.2%	A	44%
	30・40歳代で喪失歯がある者の割合の減少	44.9%	36.2%	43.7%	B	25%
高齢期	60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の減少	41.1%	54.3%	-163.0%	D	33%
	60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	64.2%	72.5%	-74.1%	D	53%
	60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	46.3%	65.6%	140.9%	A	60%
	80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	21.3%	48.3%	144.4%	A	40%
	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.6%	72.4%	9.5%	C	80%
成人期及び高齢期【共通】	成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加	25.8%	41.3%	64.0%	A	50%
障がい児・者	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	62.8% (H25)	72.2% (H29)	34.6%	B	90%
要介護者	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	27.0% (H25)	37.4% (H29)	45.2%	B	50%

4 今後の取組

○ 目標値の変更

- 「60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」及び「80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加」については、さらなる改善を目指して、目標値を次のとおり変更。

◆60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加

基準値 (H24)	目標値 (H34(2022))
46.3%	60% ⇒ 70%に変更

◆80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加

基準値 (H24)	目標値 (H34(2022))
21.3%	40% ⇒ 50%に変更

- その他の目標項目については、引き続き現行の目標値を掲げることとし、目標値の達成に向けて取組を推進。

4 今後の取組（続き）

○ 今後の取組

- ・ プランでは、「ライフステージに応じた口腔の健康づくり」、「障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり」、「大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり」及び「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」の4つの施策の方向性を設定し、具体的な施策を展開。

〈プランに掲げている施策〉

ライフステージに応じた口腔の健康づくり

〈乳幼児期〉

- ◆乳幼児のむし歯の予防
- ◆幼児の不正咬合の予防
- ◆乳幼児の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上
- ◆乳幼児の歯科健康診査の充実

〈学齢期〉

- ◆児童・生徒のむし歯の予防
- ◆児童・生徒の歯肉炎の予防
- ◆児童・生徒の口腔外傷の予防
- ◆児童・生徒の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上

〈成人期(妊産婦である期間を含む)〉

- ◆成人のむし歯予防と未処置歯(未処置のむし歯)の重症化防止
- ◆成人の歯周病(歯肉炎、歯周炎)の予防と重症化防止
- ◆成人の歯の喪失防止
- ◆成人の口腔がんの予防
- ◆成人の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上
- ◆成人・妊婦(又は妊産婦)の歯科健康診査の充実

〈高齢期〉

- ◆高齢者のむし歯予防と未処置歯(未処置のむし歯)の重症化防止
- ◆高齢者の歯周病の予防と重症化防止
- ◆高齢者の歯の喪失防止
- ◆高齢者の口腔機能の維持・向上
- ◆高齢者の口腔がんの予防
- ◆高齢者の歯科保健に係る生活習慣・保健行動の向上
- ◆高齢者を対象とした成人歯科健康診査の充実

障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり

〈障がい児・者〉

- ◆県立特別支援学校における児童・生徒の歯科疾患(むし歯、歯肉炎)の予防
- ◆障がい児・者施設における歯科保健サービスの確保
- ◆障がい児・者の歯科医療体制の整備

〈要介護者〉

- ◆高齢者福祉施設における歯科保健サービスの確保
- ◆要介護者の歯科医療体制の整備

大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり

〈発生時における歯科保健医療の確保〉

- ◆東日本大震災津波の被災地域における歯科保健医療の確保

口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成

〈普及啓発〉

〈人材育成〉

- ◆歯科保健医療従事者の確保
- ◆歯科保健医療従事者等の資質向上の推進

- ・ プランの後期(H30～H34(2022))においても、上記の具体的な施策(取組の方向性)を継続しますが、目標項目と取組の課題を踏まえ、次の点について施策を強化。

〈強化する施策〉

① 全体的な取組

- ・ 岩手県口腔保健支援センターの取組のさらなる展開、関係機関と連携した取組
- ・ 市町村の現状及び取組の『見える化』、現状と課題の専門的分析による支援

② ライフステージに応じた口腔の健康づくり

- ・ 市町村におけるライフステージの歯科保健の現状と課題の分析、取組への助言等による支援
- ・ 乳幼児及び児童・生徒のむし歯を予防するための、フッ化物歯面塗布、集団フッ化物洗口等の推進
- ・ 口腔習癖による不正咬合を予防するための歯科保健指導の推進や普及啓発
- ・ 成人・高齢者の歯科健康診査(検診)の推進、若年者に対する歯科健康診査(検診)の受診啓発
- ・ 歯科疾患の未治療者に対して、歯科医療機関への受診勧奨とかかりつけ歯科医をもつことの普及啓発

③ 障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり

- ・ 障がい児・者及び要介護者の入所・通所施設における歯科健康診査(検診)、口腔ケア等の実施
- ・ 障がい児・者及び要介護者の口腔内や口腔機能の実態の把握
- ・ 障がい者歯科医療及び在宅歯科医療の研修による歯科医師の資質向上

④ 大規模災害時における歯科保健医療の体制づくり

- ・ 災害時歯科保健医療活動に関わるマニュアルの作成、人材の育成
- ・ 東日本大震災津波の被災地における、被災者の歯科健康診査、口腔ケア等の継続

⑤ 口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成

- ・ 口腔保健と全身疾患の関連性に加えて、オーラルフレイルの予防等の最新情報を踏まえた普及啓発
- ・ 県内の各地域において研修会を開催することによる関係者の資質向上
- ・ 潜在有資格者の復職支援及び歯科衛生士奨学生への奨学金償還支援による歯科衛生士の確保